住所　堺市中区深井中町3301番地１
李聖美　昭和55年10月16日生
住所　大阪市淀川区十八条２丁目16番46―813号
金[illegible]則　昭和47年３月23日生
崔久里美　昭和48年１月22日生
金一輝　平成18年２月７日生
金大翔　平成19年11月20日生
金悠真　平成22年４月２日生
住所　大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目41番地67
朴優香　昭和58年４月８日生
住所　京都市西京区下津林前泓町39番地
姜玉連　昭和34年４月18日生
金貴志　昭和63年10月10日生
住所　京都市西京区松室荒堀町85番地
金實穂　昭和62年９月５日生
住所　北海道上川郡鷹栖町13線15号３番地
崔春蘭　昭和47年２月20日生
住所　群馬県藤岡市中大塚458番地７
孫霞　昭和51年７月３日生
住所　埼玉県深谷市宿根600番地
ハビエル・アンヘル・ナカホド・ナカオド　昭和41年３月20日生
イザベル・オド・ツカヤマ・デ・ナカホド　昭和45年４月４日生
アンディ・ナカホド・オド　平成５年８月17日生
レスリ・エリサ・ナカホド・オド　平成10年８月22日生
カレン・エリナ・ナカホド・オド　平成10年８月22日生
住所　埼玉県草加市高砂１丁目３番13―103号
陳建芳　昭和52年１月18日生
住所　東京都大田区東矢口１丁目14番14号
デンバー・エスコラティコ・エクレヴィア　昭和53年５月７日生
住所　東京都国分寺市泉町３丁目28番11号
ケビン・イッ・テン・チェン　平成12年４月25日生
住所　愛知県小牧市古雅１丁目３番地
ベー・ビ・チュウ　昭和45年１月１日生
住所　名古屋市南区柵下町１丁目２番地
デシ・アイコ・デトヤト・シモ　昭和59年12月４日生
住所　福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町665番地
金香淑　昭和44年３月16日生

○外務省告示第十八号

平成二十三年１月二十日にフリータウンで、カンビア地方給水整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンビア地方給水整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年十月三十一日まで
4　署名者
日本側　片上慶一在シエラレオネ大使
シエラレオネ側　ジョセフ・バンダブラ・ダウダシエラレオネ外務・国際協力大臣

平成二十三年二月二日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第十九号

次に掲げる各国の政府は、平成十五年五月十六日にロンドンで作成された「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

ポルトガル共和国　平成十七年二月十五日
スウェーデン王国　平成十七年五月五日
オランダ王国　平成十七年六月十六日
イタリア共和国　平成十七年七月二十日
ベルギー王国　平成十七年十一月四日
リトアニア共和国　平成十七年十一月二十二日
バルバドス　平成十七年十二月六日
クロアチア共和国　平成十八年二月十七日
スロベニア共和国　平成十八年三月三日
ラトビア共和国　平成十八年四月十八日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　平成十八年六月八日
ギリシャ共和国　平成十八年十月二十三日
ハンガリー共和国　平成十九年三月三十日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ポルトガル共和国　平成十七年五月十五日
スウェーデン王国　平成十七年九月十六日
オランダ王国　平成十八年一月二十日
イタリア共和国　平成十八年二月四日
ベルギー王国　平成十八年三月六日
リトアニア共和国　平成十八年五月十七日
バルバドス　平成十八年六月三日
クロアチア共和国　平成十八年七月十八日
スロベニア共和国　平成十八年九月八日
ラトビア共和国
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　平成十九年一月二十三日
ギリシャ共和国　平成十九年六月三十日
ハンガリー共和国

（平成十七年五月十二日付け、同年七月五日付け及び同年八月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月二日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第二十号

平成二十三年１月十八日にローマで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億三千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　岡村善文在トーゴ大使
トーゴ側　エリオット・オイヌ外務・協力大臣

平成二十三年二月二日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第二十一号

昭和六十三年十二月二十日にウィーンで作成された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」第十二条の規定に従い、同条約の付表Ⅱの「フェニル酢酸」を付表Ⅰに転記する旨の決定が行われ、同決定は、同条６の規定に従い、平成二十三年１月十八日に効力を生じた。

（平成二十二年七月二十一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十三年二月二日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第二十二号

平成二十三年１月十八日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づきアメリカ合衆国政府により日本国政府に対し供与される統合攻撃戦闘機Ｆ―三十五航空システム及び関連附属任務機器に関連する秘密情報の秘密保持及び保護に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十三年二月二日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「ＭＤＡ協定」という。）及びＭＤＡ協定に基づく取極が防衛分野における情報の相互交換を規定してきたことに言及し、また、ＭＤＡ協定は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、各政府が、他方の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとすることを特に規定していることを認識する光栄を有します。

本大臣は、また、二千七年八月十日に東京で署名された秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「ＧＳＯＭＩＡ」という。）に言及する光栄を有します。ＧＳＯＭＩＡは、一方の政府により他方の政府に対し提供される秘密軍事情報は、ＧＳＯＭＩＡの規定に基づき保護されること及び補足実施取極は、両政府の権限のある当局により行うことができることを両政府が協定したことを特に規定しています。

日本国政府は、日本国政府による将来の防衛政策に係る判断に資するため、統合攻撃戦闘機（以下「ＪＳＦ」という。）Ｆ―三十五航空システム及び関連附属任務機器についての研究を実施してきています。